**第５期船橋市障害福祉計画及び第１期船橋市障害児福祉計画の概要**

**Ⅰ　計画の策定にあたって　（本編P１）**

**１　計画策定の趣旨　（本編P１）**

○障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供による目標やサービスの見込量等を定めた計画です。

○平成２８年６月公布の「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」により、児童福祉法に基づく障害児福祉計画の策定が新たに義務付けられ、障害福祉計画と障害児福祉計画を一体の計画として策定します。

**２　計画の位置づけ　（本編P３）**

○障害者基本法に基づく「船橋市障害者施策に関する計画」の下位計画に位置づけられます。

**３　計画に対する取り組み　（本編P４）**

○第４期障害福祉計画の策定以降の取り組みについて記載しています。

**４　計画の期間　（本編P７）**

○平成３０年度から平成３２年度までの３か年計画です。

○「船橋市障害者施策に関する計画」の期間と整合性を図っています。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ２７年度 | ２８年度 | ２９年度 | ３０年度 | ３１年度 | ３２年度 |
| 第３次船橋市障害者施策に関する計画（６か年計画）（平成２７年度～３２年度） |
| 第４期船橋市障害福祉計画（平成２７年度～２９年度） | 第５期船橋市障害福祉計画及び第１期船橋市障害児福祉計画（平成３０年度～３２年度） |

**５　計画の基本理念　（本編P８）**

（１）障害のある人や障害のある子供の自己決定と自己選択の尊重

（２）障害種別にかかわらない一元的なサービスの実施

（３）地域生活移行や就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備

（４）地域共生社会の実現に向けた取り組み

（５）障害のある子供の健やかな育成のための発達支援

**Ⅱ　障害福祉サービス・相談支援・地域生活支援事業・障害児通所支援及び障害児相談支援の内容　（本編P１０）**

障害福祉サービス・相談支援・地域生活支援事業・障害児通所支援及び障害児相談支援の内容について記載しています。

**Ⅲ　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等による目標（本編P２６）**

○国の指針における目標

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　　　　　目 | 目　　標　　値 |
| 1 |  | 福祉施設の入所者の地域生活への移行 |
|  | ① | 施設入所者の地域生活への移行 | 平成２８年度末に施設に入所している者が、平成３２年度末までに９％以上地域生活に移行 |
|  | ② | 施設入所者数の削減 | 平成２８年度末の施設入所者数を平成３２年度末までに２％以上削減 |
| ２ | 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 平成３２年度末までに、各市町村又は各圏域に精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する |
| ３ | 地域生活支援拠点等の整備 | 平成３２年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも一つ地域生活支援拠点等を整備する |
| ４ |  | 福祉施設から一般就労への移行等 | 　 |
|  | ① | 福祉施設から一般就労への移行者数 | 平成３２年度に一般就労する者を平成２８年度の移行実績の1.5倍以上 |
|  | ② | 就労移行支援事業の利用者数 | 平成２８年度末における就労移行支援の利用者数を平成３２年度末までに２割以上増加 |
|  | ③ | 就労移行支援事業所ごとの就労移行率 | 平成３２年度末における就労移行率が３割以上の事業所を全体の５割以上 |
|  | ④ | 就労定着支援による支援を開始した日から１年後の職場定着率 | 各年度８０％以上 |
| ５ |  | 障害児支援の提供体制の整備等 |  |
|  | ① | 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 | ・平成３２年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一か所以上設置する・平成３２年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する |
| ② | 重症心身障害児に対する支援体制の充実 | 平成３２年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも一か所以上確保する |
|  | ③ | 医療的ケア児に対する支援体制の整備 | 　平成３０年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける |

**１　福祉施設の入所者の地域生活への移行（本編P２８）**

**① 施設入所者の地域生活への移行**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 数値 | 考え方 |
| 平成２８年度末施設入所者数（Ａ） | ２８０ | 人 | ― |
| 平成３２年度末施設入所者数（Ｂ） | ２７０ | 人 | 平成２８年度末の施設入所者[[1]](#footnote-1)のうち継続して平成３２年度末までに施設に入所している者の数 |
| 目標値 | 地域生活移行者数（Ｃ） | 　１０（　４ | 人％） | 施設から地域生活に移行する人数（（Ａ－Ｂ）／Ａ） |

**② 施設入所者数の削減**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 数値 | 考え方 |
| 平成２８年度末施設入所者数（Ａ） | ２８０ | 人 | ― |
| 平成３２年度末施設入所者数（Ｂ） | ２８０ | 人 | 平成３２年度末に施設に入所している者の数 |
| 目標値 | 削減見込み（C） | ０（０ | 人％） | 入所者の削減数（（Ａ－Ｂ）／Ａ） |

**２　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（本編P３１）**

平成３２年度末までに、保健、医療、福祉関係者が精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について協議を行う場を設置することを目標とします。

**３　地域生活支援拠点等の整備（本編P３２）**

障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域における支援を行うための地域生活支援拠点事業を平成３２年度末までに実施することを目標とします。

**４　福祉施設から一般就労への移行等（本編P３３）**

**①　福祉施設から一般就労への移行者数**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 数値 | 考え方 |
| 平成２８年度の年間一般就労者数（Ａ） | ９２ | 人 | 平成２８年度において福祉施設[[2]](#footnote-2)から一般就労した者の数 |
| 平成３２年度の年間一般就労者数（Ｂ） | １０８（１１７ | 人%) | 平成３２年度において福祉施設から一般就労した者の数（Ｂ／Ａ） |

**②　就労移行支援事業の利用者数**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 数値 | 考え方 |
| 平成２８年度末の就労移行支援事業の利用者数（Ｃ） | １７９ | 人 | ― |
| 平成３２年度末の就労移行支援事業の利用者数（D） | ２１２（１１８ | 人％） | （D／C） |

**③　就労移行支援事業所ごとの就労移行率**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 数値 | 考え方 |
| 平成３２年度末における就労移行率が３割以上の割合 | ５０ | ％ | 平成３２年度末における就労移行支援事業所のうち、就労移行率が３割以上の割合 |

**④　就労定着支援による支援を開始した時点から１年後の職場定着率**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 年度 | 数値 | 考え方 |
| 各年度における就労定着による支援開始から１年後の職場定着率 | 平成３０年度 | ― | ― |
| 平成３１年度 | ８０％ |
| 平成３２年度 | ８０％ |

**５　障害児支援の提供体制の整備等（本編P３７）**

**① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実**

**・児童発達支援センターの設置**

船橋市には児童発達支援センターがすでに２か所設置されておりますが、障害の重度化・重複化や多様化に対応し、児童発達支援センターを中核とした障害種別や年齢別等のニーズに対応できる重層的な地域支援体制の構築を目指すため、既存の児童発達支援センターの機能強化、またさらなる設置に向けた検討を行ってまいります。

**・保育所等訪問支援の実施体制の構築とその活用**

船橋市では２事業所が保育所等訪問支援の指定を受けています。事業所の機能強化を促すとともに、関係機関との協議を深め、障害児通所支援事業所等が保育所、学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築し、障害のある子供の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

**② 重症心身障害児に対する支援体制の充実**

船橋市では主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所が１か所、放課後等デイサービス事業所が２か所確保されています。

重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

**③ 医療的ケア児に対する支援体制の整備**

船橋市では障害のある子供の心身の状況に応じた各関連分野の支援が受けられるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設け、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の整備を目指します。

**Ⅳ　障害福祉サービス等の見込み量及び見込み量確保のための方策**

**（本編P３９）**

障害福祉サービス等の見込み量及び見込み量確保のための方策等を記載しております。

**Ⅴ　地域生活支援事業の見込み量及び見込み量確保のための方策**

**（本編P４６）**

　地域生活支援事業の見込み量及び見込み量確保のための方策等を記載しております。

**Ⅵ　障害児通所支援及び障害児相談支援等の見込み量及び見込み量確保のための方策　（本編P６７）**

障害児通所支援等の見込み量及び見込み量確保のための方策等を記載しております。

**Ⅶ　障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進　（本編P７０）**

１　制度の周知

２　制度の円滑な実施

３　計画達成状況の点検及び評価

**＜今後の予定＞**

（１）パブリック・コメントの実施

平成２９年１２月１５日（金）～平成３０年１月１５日（月）

（２）計画策定時期

平成３０年３月

1. 施設入所者は施設入所支援の利用者です。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練（宿泊型自立訓練含む））、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）を行う事業所です。 [↑](#footnote-ref-2)